

## 第 76 回 実施

法規

### 計量関係法規

#### 注意事項

- 1 解答時間は、1時間10分である。
- 2 答案用紙の所定の欄に、氏名、生年月日及び受験番号を楷書体で正確に記入し、生年月日及び受験番号については、その下のマーク欄にもマークすること。
- 3 問題は25問で、全問必須である。
- 4 出題の形式は、五肢択一方式である（各問に対して五つの選択肢が用意されており、その中から一つの解答を選ぶ方法）。
- 5 マークの記入については、答案用紙の記入例を参照すること。
- 6 採点は機械による読み取りで行う。解答の記入にあたっては、次の点に十分注意すること。
  - (1) 解答は、各問の番号に対応するマーク欄に一か所のみマークすること。
  - (2) 筆記用具はHBの黒鉛筆または黒シャープペンシルを用い、マーク欄の枠内を塗りつぶすこと。  
※万年筆、黒以外の色の鉛筆、色の薄い鉛筆、ボールペン、サインペン等によるマークは、機械による読み取りができないので使用しないこと。
  - (3) 解答を修正する場合は、消しゴムできれいに消して、消しきずを残さないようすること。
  - (4) 答案用紙は汚したり、折り曲げたりしないこと。
- 7 黒板に記載の注意事項を必ず確認すること。

以上の注意事項及び試験監督員からの指示事項が守られない場合は、採点されないことがある。

指示があるまで開かないこと。

**問1** 計量法第1条の目的に関する次の記述の（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

第1条 この法律は、（ア）の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって（イ）の発展及び（ウ）に寄与することを目的とする。

- |   | (ア) | (イ) | (ウ)    |
|---|-----|-----|--------|
| 1 | 計量  | 社会  | 文化の向上  |
| 2 | 計量  | 社会  | 消費者の保護 |
| 3 | 計量  | 経済  | 文化の向上  |
| 4 | 計量器 | 社会  | 消費者の保護 |
| 5 | 計量器 | 経済  | 文化の向上  |

**問2** 計量法第2条の定義等に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 計量器の製造には、経済産業省令で定める改造が含まれ、計量器の修理には、当該経済産業省令で定める改造以外の改造が含まれる。
- 2 計量法において「取引」とは、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいい、有償であると無償であるとを問わない。
- 3 車両若しくは船舶の運行又は火薬、ガスその他の危険物の取扱いに関して人命又は財産に対する危険を防止するためにする計量であって政令で定めるものは、計量法の適用に関しては、証明とみなす。
- 4 計量法において「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいい、「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される全ての計量器のことをいう。
- 5 計量法において「標準物質」とは、政令で定める物象の状態の量の特定の値が付された物質であって、当該物象の状態の量の計量をするための計量器の誤差の測定に用いるものをいう。

**問 3** 国際単位系に係る計量単位として計量法第3条に規定され、計量法別表第1に掲げられている物象の状態の量と計量単位の組合せとして、誤っているものを一つ選べ。

(物象の状態の量)	(計量単位)
1 放射能	ベクレル
2 圧力	バール
3 照度	ルクス
4 長さ	メートル
5 仕事	カロリー

**問4** 計量法第9条の法定計量単位による目盛等を付した計量器に関する次の記述において、(ア)及び(イ)に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

第9条 計量法第2条第1項第1号に掲げる物象の状態の量の計量に使用する計量器であって法定計量単位による目盛又は表記を付したものは、(ア)してはならない。計量法第5条第2項の政令で定める計量単位による目盛又は表記を付した計量器であって、専ら同項の政令で定める特殊の計量に使用するものとして経済産業省令で定めるもの以外のものについても、同様とする。

2 前項の規定は、(イ)すべき計量器その他の政令で定める計量器については、適用しない。

(ア)

(イ)

- |                  |    |
|------------------|----|
| 1 製造し、又は使用の目的で所持 | 輸入 |
| 2 販売し、又は販売の目的で陳列 | 輸入 |
| 3 製造し、又は販売の目的で所持 | 輸出 |
| 4 製造し、又は使用の目的で所持 | 輸出 |
| 5 販売し、又は販売の目的で陳列 | 輸出 |

**問5** 計量法に定める商品の販売に係る計量に関する次の記述のうち、誤っているもの一つ選べ。

- 1 長さ、質量又は体積の計量をして販売するのに適する商品の販売の事業を行う者は、その長さ、質量又は体積を SI 単位により示してその商品を販売しなければならない。
- 2 計量法第 12 条第 1 項の政令で定める商品（以下「特定商品」という。）の販売の事業を行う者は、特定商品をその特定物象量（特定商品ごとに政令で定める物象の状態の量をいう。以下同じ。）を法定計量単位により示して販売するときは、政令で定める誤差（以下「量目公差」という。）を超えないように、その特定物象量の計量をしなければならない。
- 3 計量法第 13 条第 1 項の政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、その特定商品をその特定物象量に関し密封をするときは、量目公差を超えないようにその特定物象量の計量をして、その容器又は包装に経済産業省令で定めるところによりこれを表記しなければならない。
- 4 計量法第 13 条第 1 項の政令で定める特定商品の輸入の事業を行う者は、その特定物象量に関し密封をされたその特定商品を輸入して販売するときは、その容器又は包装に、量目公差を超えないように計量をされたその特定物象量が同項の経済産業省令で定めるところにより表記されたものを販売しなければならない。
- 5 都道府県知事又は特定市町村の長は、計量法第 12 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する者がこれらの規定を遵守していないため、当該特定商品を購入する者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、これらの者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

**問 6** 計量法第13条第1項の政令で定める特定商品（密封をしたときに特定物象量を表記すべき特定商品）に該当しないものを、次の中から一つ選べ。

- 1** ビスケット類、米菓及びキャンデー（ナッツ類、クリーム、チョコレート等をはさみ、入れ、又は付けたものを除くものとし、1個の質量が3グラム未満のものに限る。）
- 2** ゆでめん
- 3** ゼリー（缶入りのものに限る。）
- 4** チョコレート（ナッツ類、キャンデー等を入れ、若しくは付けたもの又は細工ものを除く。）
- 5** スナック菓子（ポップコーンを除く。）

**問7** 計量法第16条第1項の使用の制限に関する次の記述の（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

計量法第72条第2項の政令で定める（ア）で検定証印又は計量法第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したものは、取引又は証明における（イ）による計量に使用し、又は使用に供するためには（ウ）してはならない。

- |   | （ア）   | （イ）    | （ウ） |
|---|-------|--------|-----|
| 1 | 特定計量器 | 法定計量単位 | 所持  |
| 2 | 特定標準器 | 計量単位   | 譲渡  |
| 3 | 特定計量器 | 計量単位   | 所持  |
| 4 | 特定標準器 | 法定計量単位 | 販売  |
| 5 | 特定計量器 | 法定計量単位 | 販売  |

**問 8** 計量法第23条の定期検査の合格条件に関する次の記述の(ア)～(ウ)に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

第23条 定期検査を行った特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。

- 一 (ア) が付されていること。
- 二 その(イ)が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。
- 三 その器差が経済産業省令で定める(ウ)を超えないこと。

	(ア)	(イ)	(ウ)
1	型式承認の表示	構造	使用公差
2	検定証印等	性能	使用公差
3	型式承認の表示	性能	使用公差
4	検定証印等	構造	検定公差
5	型式承認の表示	性能	検定公差

※ 検定証印等とは、計量法第72条第1項の検定証印又は計量法第96条第1項の表示とし、型式承認の表示とは、計量法第84条第1項の表示とする。

**問 9** 指定定期検査機関に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 計量法第 27 条に規定する欠格条項の一つに、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者、がある。
- 2 計量法第 30 条に規定する検査業務に関する規程は、計量法第 26 条に規定する申請の前に、あらかじめ、都道府県知事又は特定市町村の長の許可を得なければならない。
- 3 計量法第 31 条の規定により、指定定期検査機関は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、定期検査に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
- 4 計量法第 36 条の規定により、検査業務に従事する指定定期検査機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 5 計量法第 37 条の規定により、都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関が計量法第 28 条第 1 号から第 5 号までに適合しなくなったと認めるときは、その指定定期検査機関に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

**問10** 特定計量器の製造又は修理（経済産業省令で定める軽微な修理を除く。）に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1** 届出製造事業者又は届出修理事業者は、計量法第72条第2項の政令で定める特定計量器であって一定期間の経過後修理が必要となるものとして政令で定めるものについて、経済産業省令で定める基準に従って修理をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、これに表示を付することができる。
- 2** 届出製造事業者又は届出修理事業者は、特定計量器の修理をしたときは、経済産業省令で定める基準に従って、当該特定計量器の検査を行わなければならない。
- 3** 届出修理事業者は、当該特定計量器の修理をしようとする事業所の名称又は所在地に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事（電気計器の届出修理事業者にあっては、経済産業大臣）に届け出なければならない。
- 4** 届出製造事業者は、その届出に係る事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 5** 届出製造事業者は、その届出に係る特定計量器の修理の事業を行うときは、修理の事業を行う旨を経済産業大臣に届け出る必要はない。

**問11** 特定計量器の販売及び譲渡に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 都道府県知事は、政令で定める特定計量器の販売の事業を行う者（以下「販売事業者」という。）が経済産業省令で定める事項を遵守しないため、当該特定計量器に係る適正な計量の実施の確保に支障を生じていると認めるときは、当該販売事業者に対し、これを遵守すべきことを勧告することができる。
- 2 政令で定める特定計量器の販売（輸出のための販売を除く。）の事業を行う者は、氏名又は名称に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 政令で定める特定計量器の販売（輸出のための販売を除く。）の事業を行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、あらかじめ、氏名又は名称等を、当該特定計量器の販売をしようとする営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 販売（輸出のための販売を除く。）の事業の届出が必要となる特定計量器は、非自動はかり（計量法第53条第1項の政令で定める特定計量器（家庭用特定計量器）を除く。）、自動はかり、分銅及びおもりである。
- 5 計量法第57条第1項の政令で定める特定計量器として譲渡が制限されている特定計量器は、ガラス製体温計、抵抗体温計及びアネロイド型血圧計の3つである。

**問12** 検定及び装置検査に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 計量法第 70 条の規定により、特定計量器について計量法第 16 条第 1 項第 2 号イの検定を受けようとする者は、政令で定める区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。
- 2 計量法第 71 条の規定により、検定を行った特定計量器の合格条件の一つに、その器差が経済産業省令で定める検定公差を超えないこと、がある。
- 3 計量法第 72 条第 2 項の規定により、構造、使用条件、使用状況等からみて、検定について有効期間を定めると適当であると認められるものとして政令で定める計量器の検定証印には、その検定を行った年月を表示するものとする。
- 4 計量法第 72 条第 4 項の規定により、検定に合格しなかった特定計量器に検定証印等が付されているときは、その検定証印等を除去する。
- 5 計量法第 75 条第 3 項の規定により、装置検査証印の有効期間は、車両等装置用計量器ごとに政令で定める期間とし、その満了の年月を装置検査証印に表示するものとする。

**問13** 特定計量器の型式の承認に関する次の記述の（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

（ア）は、その製造する特定計量器の型式について、政令で定める区分に従い、経済産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができ、承認を受けた（ア）（以下、「承認製造事業者」という。）は、その承認に係る型式に属する特定計量器を製造するときは、当該特定計量器が計量法第71条第1項第1号の経済産業省令で定める（イ）しなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を製造する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出たとき、及び試験的に当該特定計量器を製造する場合は、この限りでない。

承認製造事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器を製造したときは、経済産業省令で定めるところにより、これに（ウ）を付することができる。

(ア)	(イ)	(ウ)
1 届出製造事業者	検定公差を超えないように	検定証印
2 特殊容器製造事業者	検定公差を超えないように	検定証印
3 特殊容器製造事業者	技術上の基準に適合するように	表示
4 届出製造事業者	技術上の基準に適合するように	表示
5 届出製造事業者	検定公差を超えないように	表示

**問14** 指定製造事業者制度に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 指定製造事業者の指定は、届出製造事業者又は外国製造事業者の申請により、経済産業省令で定める事業の区分に従い、その工場又は事業場ごとに行う。
- 2 経済産業大臣は、指定の申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法が日本産業規格 Q9001(2015)又は国際標準化機構が定めた規格 ISO 9001(2015)に定める基準に適合すると認めるとときは、その指定をしなければならない。
- 3 指定製造事業者は、その指定に係る工場又は事業場において、計量法第76条第1項の承認に係る型式（以下、「承認型式」という。）に属する特定計量器を製造するときは、経済産業省令で定める技術上の基準に適合し、かつ、その器差が経済産業省令で定める検定公差を超えないようにしなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を製造する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出たとき、及び試験的に当該特定計量器を製造する場合は、この限りでない。
- 4 指定製造事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その指定に係る工場又は事業場において製造する承認型式に属する特定計量器について、検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。
- 5 指定製造事業者は、その指定に係る工場又は事業場において、承認型式に属する特定計量器を製造したときは、経済産業省令で定めるところにより、これに表示を付することができます。

**問15** 基準器検査に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 検定、定期検査その他計量器の検査であって経済産業省令で定めるものに用い  
る計量器の検査（以下、「基準器検査」という。）は、計量器の種類にかかわら  
ず、経済産業大臣又は国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う。
- 2 基準器検査を行う計量器の種類及びこれを受けうる者には、経済産業  
省令で定められている。
- 3 基準器検査に合格した計量器には、経済産業省令で定めるところにより、検定  
証印を付する。
- 4 基準器検査証印の有効期間は、一律 10 年である。
- 5 基準器を譲渡し、又は貸し渡すときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出な  
ければならない。

**問16** 計量法第107条の計量証明の事業の登録に関する次の記述の（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

計量証明の事業であって次に掲げるものを行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、その事業所ごとに、（ア）の登録を受けなければならぬ。

- 一 運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の（イ）の計量証明（船積貨物の積込み又は陸揚げに際して行うその貨物の質量又は体積の計量証明を除く。）の事業
- 二 濃度、（ウ）その他の物象の状態の量で政令で定めるものの計量証明の事業  
(前号に掲げるものを除く。)

(ア)

1 経済産業大臣

(イ)

長さ、質量、面積、体積又は  
熱量

(ウ)

音圧レベル

2 その所在地を管轄する  
都道府県知事

長さ、質量、面積、体積又は  
熱量

騒音レベル

3 その所在地を管轄する  
都道府県知事

長さ、質量、面積

音圧レベル

4 経済産業大臣

長さ、質量、面積

騒音レベル

5 その所在地を管轄する  
都道府県知事

長さ、質量、面積、体積又は  
熱量

音圧レベル

**問 17** 次に示す計量証明に使用する特定計量器（計量法第 16 条第 1 項の政令で定めるものを除く。）と計量法第 116 条第 1 項の政令で定める計量証明検査を受けるべき期間と計量証明検査を受けることを要しない期間との組合せとして、誤っているものを一つ選べ。

	(特定計量器)	(計量証明検査を受けるべき期間)	(計量証明検査を受けることを要しない期間)
1	騒音計	3 年	6 月
2	濃度計※	3 年	6 月
3	皮革面積計	2 年	1 年
4	振動レベル計	3 年	6 月
5	非自動はかり	2 年	1 年

※ ガラス電極式水素イオン濃度検出器及び酒精度浮ひょうを除く。

**問 18** 計量法第 121 条の 2 の特定計量証明事業の定義に関する次の記述の（ア）及び（イ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

特定計量証明事業とは、計量法第 107 条第 2 号に規定する物象の状態の量で（ア）のものの計量証明を行うために（イ）を必要とするものとして政令で定める事業をいう。

- | （ア）      | （イ）   |
|----------|-------|
| 1 極めて微量  | 高度の知識 |
| 2 極めて多成分 | 高度の知識 |
| 3 極めて微量  | 豊富な経験 |
| 4 極めて微量  | 高度の技術 |
| 5 極めて多成分 | 高度の技術 |

**問19** 特定計量証明事業の認定について計量法第121条の2各号に規定されているものの組合せとして、正しいものを一つ選べ。

ア 特定計量証明事業を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力を有すること。

イ 法人の役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が特定計量証明事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

ウ 特定計量証明事業を適正に行うに必要な管理組織を有すること。

エ 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が特定計量証明事業を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。

オ 特定計量証明事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

1 ア、イ、ウ

2 ア、イ、エ

3 イ、エ、オ

4 ア、ウ、オ

5 ウ、エ、オ

**問20** 計量士に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 経済産業大臣は、計量士が計量法又は計量法に基づく命令の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は1年以上の期間を定めて、計量士の名称の使用の停止を命ずることができる。
- 2 計量士国家試験に合格した者は、合格の日から計量士の名称を用いることができる。
- 3 計量士の登録は、政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 4 計量士国家試験は、計量士の区分ごとに、計量器の検査その他の計量管理に必要な知識及び経験について、毎年少なくとも1回経済産業大臣が行う。
- 5 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、計量法の施行に必要な限度において、その職員に、計量士の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

**問21** 計量士に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 計量士国家試験に合格し、かつ、計量士の区分に応じて経済産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者は、計量士の登録を受けることができる。
- 2 国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う計量法第166条第1項の教習の課程を修了し、かつ、計量士の区分に応じて経済産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者は、計量士の登録を受けることができる。
- 3 計量士が特定計量器の検査の業務について不正の行為をしたために、その登録を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない者は、計量士の登録を受けることができない。
- 4 計量士登録証の交付を受けた者は、その登録が取り消されたときは、遅滞なく、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して、当該計量士登録証を経済産業大臣に返納しなければならない。
- 5 計量法又は計量法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者は、計量士として登録を受けることができない。

**問22** 適正計量管理事業所に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 適正計量管理事業所の指定の申請をした者は、遅滞なく、当該事業所における計量管理の方法について、国の事業所にあっては経済産業大臣、その他の事業所にあっては当該事業所を管轄する都道府県知事が行う検査を受けなければならぬ。
- 2 適正計量管理事業所の指定は、3年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 3 適正計量管理事業所の指定を受けた者は、当該適正計量管理事業所において、経済産業省令で定める様式の標識を掲げることができる。
- 4 経済産業大臣は、適正計量管理事業所の指定を受けた者が当該事業所で行う計量管理の方法について、経済産業省令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。
- 5 適正計量管理事業所の指定を受けるための申請書に記載することが必要な事項として、当該事業所で使用する特定計量器の検査を行う計量士の氏名、住所、登録番号、登録年月日及び計量士の区分、がある。

**問23** 計量法第134条第1項に規定する特定標準器等に関する次の記述の（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

（ア）は、計量器の標準となる特定の（イ）の状態の量を現示する計量器又はこれを現示する標準物質を（ウ）するための器具、機械若しくは装置を指定するものとする。

- |   | (ア)    | (イ) | (ウ) |
|---|--------|-----|-----|
| 1 | 指定校正機関 | 物質  | 校正  |
| 2 | 指定校正機関 | 物象  | 製造  |
| 3 | 経済産業大臣 | 物質  | 校正  |
| 4 | 経済産業大臣 | 物象  | 製造  |
| 5 | 経済産業大臣 | 物象  | 校正  |

**問24** 計量法第143条第2項に規定する計量器の校正等の事業を行う者の登録の適合要件の一つに関する次の記述の（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

国際標準化機構及び（ア）が定めた（イ）を行う機関に関する（ウ）に適合するものであること。

- |   | (ア)      | (イ) | (ウ) |
|---|----------|-----|-----|
| 1 | 国際電気標準会議 | 検査  | 基準  |
| 2 | 国際法定計量機関 | 検査  | 基準  |
| 3 | 国際電気標準会議 | 校正  | 基準  |
| 4 | 国際法定計量機関 | 校正  | 規準  |
| 5 | 国際電気標準会議 | 校正  | 規準  |

**問25** 計量法の雑則及び罰則に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 定期検査を受けなければならない特定計量器であって、その特定計量器の種類に応じて経済産業省令で定める計量士が行う代検査において、計量法第25条第3項の規定に違反して、計量法第23条第1項各号に規定する定期検査の合格条件に適合する旨を証明書に記載した計量士は、50万円以下の罰金に処する。
- 2 計量法に基づく立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められている。
- 3 計量士でない者が、計量士の名称を用いた場合、50万円以下の罰金に処する。
- 4 都道府県知事が計量証明事業者に事業の停止を命じた場合において、当該事業者が当該命令に違反した場合、1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 5 法定計量単位以外の計量単位を、計量法第2条第1項第1号に掲げる物象の状態の量について、取引又は証明に用いた場合（計量法第8条第3項に規定する場合を除く。）、50万円以下の罰金に処する。

※ 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の一部施行（令和7年6月1日）により、「懲役刑」は「拘禁刑」に改められた。